

## 新たな認定看護師への移行について

### ○ 移行手続き及び移行後の更新審査について

- ・ 移行手続きは、2021年4月以降に開始予定です（詳細は2020年夏頃までに公表予定）。
- ・ 移行後も、資格の有効期間は現行のものを引き継ぎます（資格取得または前回認定更新から5年）。
- ・ 移行後の更新審査では、審査対象期間のものに限り、移行前に現行の認定看護師として行った活動も、実績として申請することが可能です。

例：2017年認定看護師資格を取得したAさんの場合

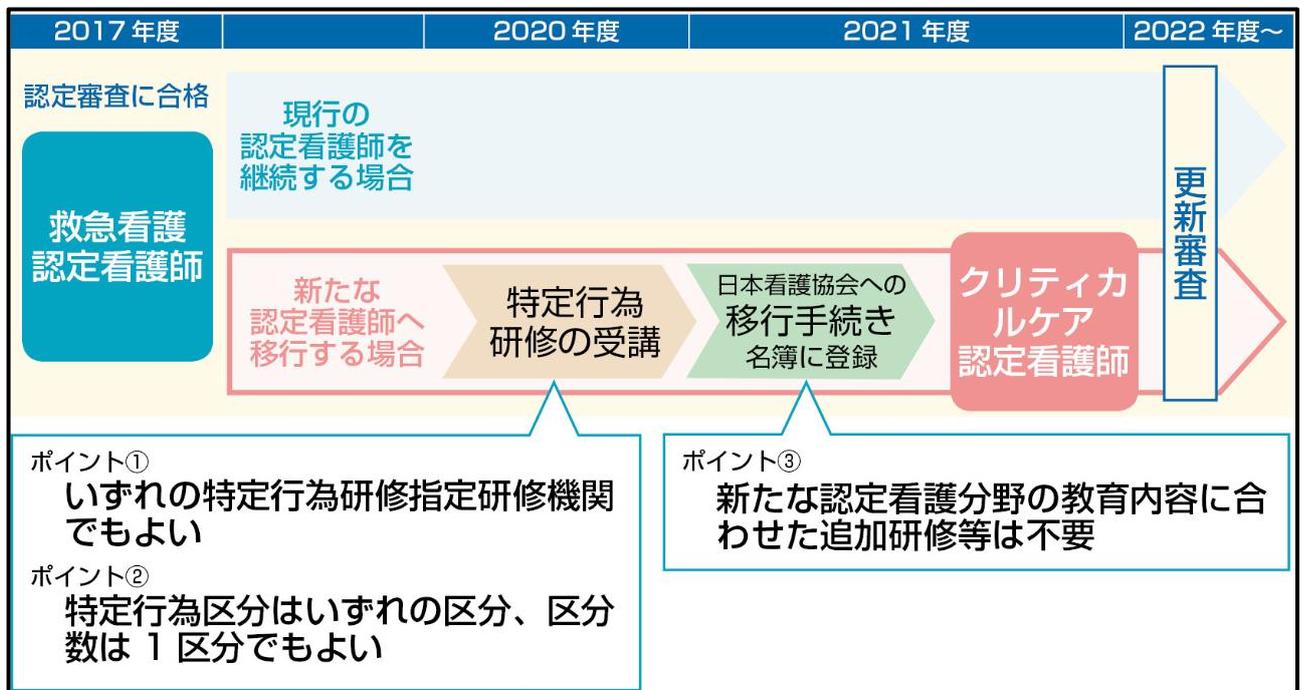
2017年 認定看護師資格（救急看護分野）を取得

2020年 特定行為研修を受講

2021年 新たな認定看護師（クリティカルケア分野）への移行手続きを申請

2022年 更新審査

→2017～2020年の活動を実績として申請することができます。



○ 各分野の移行後の認定看護分野について

- ・ 現行の認定看護師は、特定行為研修を修了し所定の手続きを行うことで、新たな認定看護師に移行することができます。
- ・ その分野は、現在取得している認定看護分野と同一、または統合もしくは分野名を変更した新たな認定看護分野です。
- ・ 移行手続きをしない場合は、現在取得している認定看護分野の認定看護師資格が継続されます。

現在取得している 認定看護分野	特定行為研修を修了し、 移行手続きを行う	移行後の認定看護分野 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f4a460; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 統合した分野 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #a4d4a4; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 分野名を変更した分野
救急看護 集中ケア 緩和ケア がん性疼痛看護 皮膚・排泄ケア がん化学療法看護 訪問看護 感染管理 糖尿病看護 不妊症看護 新生児集中ケア 透析看護 手術看護 乳がん看護 摂食・嚥下障害看護 小児救急看護 認知症看護 脳卒中リハビリテーション看護 がん放射線療法看護 慢性呼吸器疾患看護 慢性心不全看護		特定行為研修を修了し、 移行手続きを行う